

「昭和47年政府見解」を
思うがままに曲解し

集団的自衛権を捏造したインチキ手口

本誌取材班

「71年前の雲一つない明るい朝、空から死が舞い降り、世界は変わった」

5月27日、現職大統領として初めて広島を訪れたオバマ大統領のスピーチは、こんなフレーズから始まった。国際政治のリアリズムと自身の心情の狭間で鍊磨を重ねた末の文言だったと察するが、やはり、重要な視点がきれいに隠された。原爆は自然災害ではない。米国が「国家の意思」をもって投下したものである。

一方、オバマ氏はスピーチ後半、「われわれは戦争そのものに対する考え方を変えなければならぬ。外交を通じて紛争を予防し、始まってしまった紛争を終わらせる努力をするために」というメッセージも発した。昨年、安倍晋三

憲法の危機

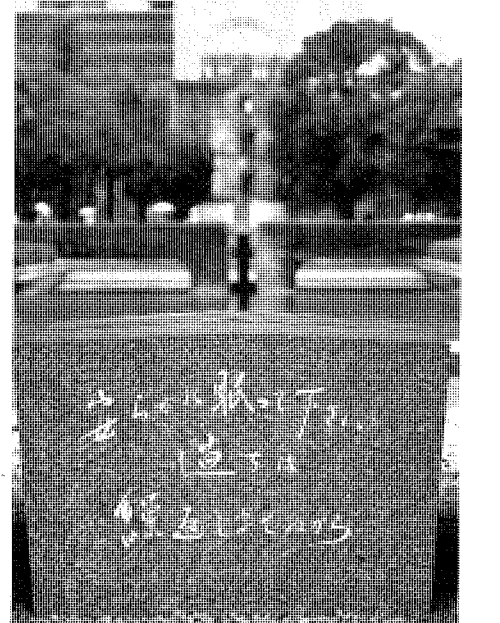
黒を白と言ったのけた 安倍首相の人治主義



法治主義の意味、わかりますか？
(提供/AP・AFLO)

嘘も百回言えば真実となる——安保法を主導した人たちはそう考えているのではないかと勘ぐってしまうほど、昨年成立した安保法は論理的矛盾に満ちている。その最たる例が1972年の「昭和47年政府見解」だ。安倍政権が「唯一」の合憲の根拠とする資料だが、この資料の作成者たちは集団的自衛権を全面的に否定していた。小誌は昨年この事実を誌面化した(6月5日号)、あらためて問い直すことにした。この暴挙を許してしまうことは法治主義の崩壊、ひいては人治主義のはじまりを意味するからだ。これは憲法の危機である——。

広島県の平和記念資料館にある「過ちは繰返させぬから」の石碑。
(提供/時事)



首相が日米同盟強化のためと訴え、国会で成立し、オバマ氏が率いる米国政府も賛同する安保法を考える時、これもまた素直に受け止め難い文言となってしまう。安保法は国民の生命や財産を守るために自然発生的に生まれ、成立したものでももちろんない。紛争を予防する立場であるはずの外交官たち、すなわち外務省の官僚が中心となって安倍首相を支え、明確な意思をもって綿密に準備し、2014年、限定的な集団的自衛権の行使を容認する「7・1閣議決定」を行なった上で翌15年に国会に上程したものだ。

小西洋之議員が暴露

「7・1閣議決定」は、実はある文書がベースになっている。1972年に内閣法制局が出した「昭和47年政府見解」(以下「47年見解」)だ。

「解」だ。その事実を国会で暴いたのは民進党参議院議員の小西洋之氏だった。かつて憲法に関する質問を安倍首相に浴びせ、「クイズのような質問は生産的ではない」と怒らせた張本人。安倍首相がもっとも苦手とする存在と言われた。小誌の取材に小西洋氏は言う。「安倍内閣は、憲法9条から集団的自衛権行使を可能とする論理を見いだそうとするも、結局できませんでした。そこで過去の政府見解の中から、唯一「合憲」と言いがかりを付けられる「47年見解」を利用することにしたのです。数多ある過去の政府見解の中からこ

の文書のみを取り出し、「ここに限定的な集団的自衛権行使が認められていた」と主張し出したのです」「47年見解」とは72(昭和47)年10月14日、参議院決算委員会に政府が提出した「集団的自衛権と憲法との関係に関する政府資料」のことだ(左図参照)。カラクリを説明しよう。安倍内閣は「47年見解」に出てくる「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態」という文章に着目した。キーワードは「外国の武力攻撃」という文言だ。見解を普

通に読めば、「我が国に対する外国の武力攻撃」が発生した場合にのみ「武力行使を行なうことが許される」と書いてあるのは明らかだ。これは個別的自衛権の説明である。ところが安倍内閣は「我が国に対する外国の武力攻撃」だけではなく「同盟国等に対する外国の武力攻撃」が発生した場合にも自衛の措置がとれると読めるはずだ、と言い出した。同見解の結論が「いわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」となっているにもかかわらず。

制局長官は次のやりとりをする。小西洋 同盟国等に対する外国の武力攻撃も、ここに概念的に含まれるという風に考え出したのは、横島長官、あなたが初めてということでしょうか。横島 この昭和47年の政府見解そのものの組み立てから、そのような解釈、理解ができるということでございます。はたして、そのような解釈、理解ができるのだろうか。小西洋氏は、同見解の作成者たちが本当に限定的な集団的自衛権を認め、考えていたのかを確認するため、47年見解の原本を情報公開請求した。すると同見解には、当時の吉田一郎内閣法制局長官、真田秀夫同次長、角田禮次郎同第一部長の三人の決裁印が押されていた。小西洋氏はこの三人がどんな見解を持っていたのかを確認するべく、当時の議事録を精査する。

読みたい人が そう読んでいるだけ

そこに驚くべき事実が発覚した。たとえば吉田長官はくりかえしこう答弁しているのだ。「他国の防衛までやるということには、どうしても憲法9条を、いかに読んでも読み切れない」

あるいは真田次長は、「わが国自身が侵害を受けたので

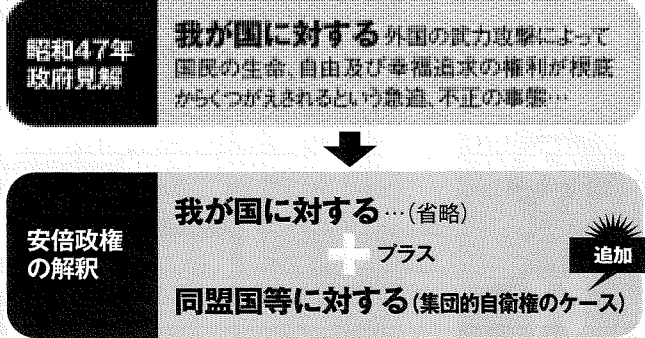
【昭和47年政府見解】

憲法は、前文において…第9条において…第13条において…わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどういふ解されない。

しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。

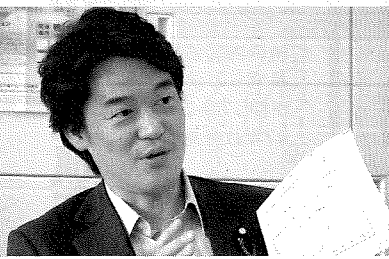
そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

【思うがまま解釈の実態】



小西洋之

ここに ひろゆき・参議院議員。1972年生まれ。総務省を退官後、2010年に千葉県選挙区で初当選。復興特区法、いじめ防止対策法、障害者総合支援法など数々の立法を行なう。(撮影/野中大树)





吉國一郎
内閣法制局長官

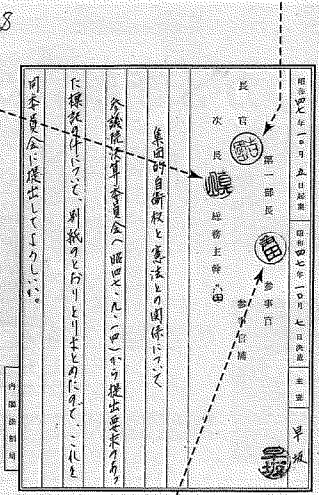
憲法9条の戦争放棄の規定によつて、他国の防衛までをやるというところは、どうしても憲法9条をいかに読んでも読み切れない
(1972年10月14日の国会答弁)



真田秀夫
次長

連带的関係にあつたからといつて、わが国自身が侵害を受けたのでないにもかかわらず、わが国が武力をもつてこれに参加するということは、これはよもや憲法9条が許しているとは思えない
(1972年5月12日の国会答弁)

これが憲法違反の動かぬ証拠だ



時の内閣法制局長官らの決裁印が押してある昭和47年政府見解。

(18~19ページの人物写真提供/共同)



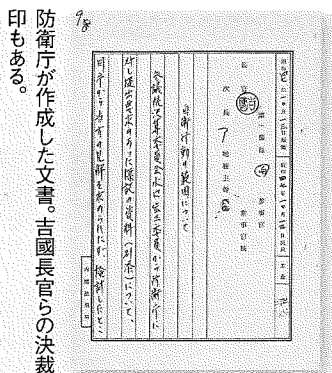
角田禮次郎
第一部長

この見解の中に限定的な集団的自衛権が認められているなんて、誰もそんなことは考えていなかった
(2015年9月小誌の取材)

ないにもかかわらず、わが国が武力をもつてこれに参加するということは、これはよもや憲法9条が許しているとは思えない
また、現在唯一存命している角田第一部長は昨年9月、小誌の取材に驚いた様子を見せた。
「この見解の中に限定的な集団的自衛権が認められているなんて当時は思ってもみなかったし、誰も

そんなことは考えていなかった」
昨年8月3日、小西氏はあらためて横島長官に、47年見解の作成者たちの頭の中に「限定的な集団的自衛権」が入っていたのかを問うた。横島長官は「そういう考え方を当時の担当者は皆持っていた」と答えている。しかし、前述のように持っていなかったことは明らかだろう。安倍内閣の合憲の

裁印が押されたその文書には次のような見解が示されている。
〈憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の三要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること[略])に該当する場合に限られると解している〉



防衛庁が作成した文書。吉國長官らの決裁印もある。

つまり、吉國長官らは47年見解と同時に決裁したもう一つの政府見解において「同盟国等に対する外国の武力攻撃」という集団的自衛権の論理を明確に否定しているのである。安倍内閣の解釈改憲のカラクリはここでも完膚なきまでに論破されている。

いわゆる集団的自衛権という概念につきましては、いろいろの見解があるようであります。自分の締約国であるとか友好国であるという国が侵害された場合に、そこに出かけていって、そこを防衛するという場合でありますけれども、そういうことは、われわれの憲法のもとにおいては、認められていないという解釈を私は持っております
(1960年、国会答弁で) 写真右は幼き日の安倍晋三



岸信介
首相

ちなみに、安倍首相が敬愛する祖父、岸信介総理大臣(当時)は、60年の衆議院日米安全保障条約特別委員会での集団的自衛権行使について「憲法のもとにおいては、認められておらないという解釈を私は持っております」と明言し、さらに、安倍首相の父、安倍晋太郎外務大臣(当時)は、47年見解の決裁者である角田内閣法制局長官(当時)による集団的自衛権行使は「憲法改正という手段を当然とらざるを得ない」という手段をとらない限りできない」という答弁に続いて、「法制局長官の述べたとおりでございます」との答弁を行なっている。

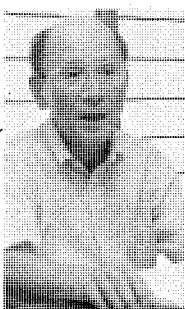
定していた!

安倍首相の父祖も全否

主張は、47年見解の作成者自身によつて全否定されているのだ。
この答弁から1カ月後の9月3日、元最高裁長官である山口繁氏のインタビュが「朝日新聞」に掲載された。山口氏は安倍政権の47年見解の曲解について、「憲法上許されない」と「許される」。こんなプラスとマイナスが両方成り立てば、憲法解釈とは言えない

47年見解に限定的な集団的自衛権行使が認められていた、とする安倍首相の主張は、実の父祖によつても根柢から否定されている。世紀の暴論と言っほかない。
小誌が小西氏に注目するのは、氏が47年見解のカラクリを物証と論理をもつて暴いただけでなく、安倍内閣による「解釈改憲」の本質を国会の場で信念をほとばしらせ、明快に断じてきたからだ。

踏みじられる
ヒロシマ・ナガサキの心
安らかに眠って下さい 過ちは繰返させぬから
オバマ大統領と安倍総理が追悼の花を手向けた原爆死没者慰霊碑にある言葉、「ヒロシマの心」だ。ところで、ここでいう「過ち」と



山口繁
元最高裁長官

少なくとも集団的自衛権の行使を認める立法は違憲だと言わざるをえない。法治主義とは何か、立憲主義とは何かをわきまえていない。
(2015年9月3日付「朝日新聞」)

と断じた上で、安倍内閣に対し「法治主義とは何か、立憲主義とは何かをわきまえていない」と厳しく断罪した。なお、山口氏はカラクリを解明した小西議員に対し「正に目から鱗が落ち」たとの手紙を寄せている。安倍内閣の47年見解の曲解は、この国の司法機関のトップである最高裁長官経験者までもが違憲と断じているのだ。
さらに9月15日には、元最高裁判事・濱田邦夫氏が特別委員会の公聴会に公述人として出席、「昭和47年政府見解に限定的な集団的自衛権がそもそも含まれているのでしょいか」という趣旨の連舫議員の質問に、とうとうと答えた。

「それは読みたい人がそう読んでいくというだけの話で、裁判所に行つて通るかという(略)、それは通らないでしょう」それに加えて、防衛庁がその点について自ら作った(略)文書で、海外派兵は憲法の枠外だとはっきり言っている「それを今更そこにあつた」というのは、(略)法匪的な発想でしかありません
濱田氏の言う防衛庁の見解とは、やはり小西議員が発見し9月4日の質疑で取り上げた、47年見解と同時に防衛庁が作成し内閣法制局に国会提出の決裁を仰いだ「自衛行動の範囲」という文書のことだ。吉國長官ら同じ三名の決

は何を指すのだろうか。原爆を投下することか、核兵器を製造することか。広島市のホームページにはこう書かれている。
〈碑文は すべての人びとが 原爆犠牲者の冥福を祈り 戦争という過ちを再び繰り返さないことを誓う言葉である〉
過ちとは「戦争」のことだ。そのことは一昨年と昨年、同じ被爆地、長崎で8月9日に行なわれた式典に参列した安倍首相の面前で発せられた、二人の被爆者代表の言葉からも明らかであろう。
「今、進められている集団的自衛権の行使容認は日本国憲法を踏みにじる暴挙です」被爆者の苦しみをお忘れ、なかつたことにしないでください(14年、城臺美彌子氏)
「今、政府が進めようとしている戦争につながる安保法案は、被爆者を始め平和を願う多くの人々が積み上げてきた核兵器廃絶の運動、思いを根柢から覆そうとするもので、許すことはできません」(15年、谷口稜暉氏)

安倍内閣と与党が強行採決した安保法案は、世界各地に軍隊を派遣している米軍と、日本の自衛隊が一緒に戦闘行為をすること法的に可能にした。ヒロシマ・ナガサキの心は踏みにじられ、日本はふたたび「過ち」を犯そうとしている。